

議長	事務局長	補佐	議事係長	係

令和3年2月12日



西川町議会

議長 古澤俊一 殿

西川町長 小川一博



令和2年度 政策提言への対応について

令和2年12月16日付け「令和2年度政策提言書」への対応につきましては、下記のとおり報告致します。

記

I 安全・安心に暮らせるまちづくりを目指して

1. まちづくり総合支援事業について

(1) 地域おこし協力隊活用について

本町における人口減少及び少子高齢化に起因する担い手不足は様々な場面において影響が表れており、この状況を受け、今後の本町における地域おこし協力隊の活用については、協力隊任期満了後においても本町の地域の担い手として定着し活躍いただけるような仕事に従事される方を募集していきます。具体的には地域の主力産業である農業や宿泊飲食など観光業への就業を希望する方を募っていきたいと考えています。また、地域おこし協力隊員に対する任期中及び任期後の支援については、任期中は居住関係の生活費に対して、任期後の定着に関しては住居関係の生活費と町単独の起業支援制度を用いて財政的な支援を行っています。地域おこし協力隊員に対する人的支援については、現在においても定期的な面談や助言などを行っており、今後もきめ細やかな対応に努めています。

(2) 地域づくり・集落支援員について

今年度、町では地域づくり支援の在り方を検討する区長、町内会長、公民館長の代表者で構成する小委員会を組織し協議を進めています。地域支援の在り方については、各地区の事情が違い画一的な支援が難しいことや、人的支援（集落支援員など）の要望については地域間にバラツキがあること、集落支援員に地域業務が集中し地域力の向上が逆に疎外される懸念があること、集落支援員を活用するに地域のどのような業務を担わせるのかなどについて、各地区の考え方には差があり全体的な調整が難しい状況にあります。以上のことから、今後の町としての地域コミュニティの在り方や地域や町の役割分担の明確化、地域づくりに対する町の人的・財政的支援の在り方について、各地区の意見交換会を開催し、意見を踏まえながら検討してまいります。

方、自治組織としての機能を持ち得なくなった場合の地域組織に関する考え方など、地域づくり・コミュニティ施策全般に関する「地域コミュニティ推進プラン（仮称）」を策定していきます。集落支援員の配置や地区自主活動や共同作業等への財政支援の在り方についても、現行の制度の見直しも含め方向性を示していきます。

(3) まちづくり応援団について

現在の新型コロナ感染拡大の中にあっては、今後数年間はこれまで同様の交流ができるか不確定要素が強いと考えられます。一方、関係人口、特にまちづくりに興味のある町内外の意欲ある人材の獲得が今後のまちづくりに対し大きな力となっていくと捉えています。以上のことから、新たな生活様式（リモートにおける関係構築など）やSNSにおける情報発信を行うなど、今後、ますます必要となる情報発信力がまちづくり応援団によって強化されるよう、若い世代も参加・交流できる体制づくりを目指し取り組んでいきます。

2. 町民の命と生活を守る災害対策について

(1) 同報系防災行政無線の活用について

同報系防災行政無線は災害時における住民への情報伝達手段としての重要な役割を担っております。本町における災害時の避難所開設の情報については、避難所開設事案が発生した際、随時、地域別に防災行政無線による情報伝達と併せて自主防災組織を通じて情報を伝達していくこととしています。また、道路の通行止めの情報についても、道路通行止め事案が発生した際に、随時、関係する地域に対して防災行政無線による情報伝達と併せて自主防災組織を通じた情報伝達をしていくこととしています。なお、令和2年7月豪雨災害以降、避難所開設についてはマニュアル化を図り、今後、自主防災組織と連携していくこととしています。

また、無線状態の確認と個別受信機の点検については、毎年、親局、再送信局（中継局）及び子局（地域のスピーカーを含む）の無線状態の点検を行っています。加えて、毎日夕方、行政無線の放送を行うことで無線状態及び戸別受信機の点検を行っています。

(2) 地域自主防災組織の充実について

本町においては平成27年5月までに町内12地区すべての地区で自主防災組織が組織化され、区（地区会）長が自主防災組織の会長職を務めている状況にあります。このことから町区長会議の際に防災に関する情報交換を行っています。今後はさらに進展する高齢化に対応していくため、町は各区に対し人的及び財政的な支援を行うとともに高齢者の避難誘導体制の強化などに資する訓練などの実施に努めています。ただし、災害発生時の迅速な避難所の開設については自主防災組織の間で温度差があり、前述のとおり、避難所開設についてマニュアル化を図る中において、高齢者や要支援者の避難行動の支援方法についても町と地域が連携して対応していきます。

避難所への非常食・毛布等の防災資機材の配備については、避難所ごとに発電機、非常食としてアルファ米50食分、また感染症対策として消毒液、非接触型体温計をそれぞれ備蓄しており、さらに令和3年度には毛布を備蓄すべく検討しています。なお、町では、感染症対策として段ボールベット、段ボールパーテーション等を備蓄しています。

3. 地域公共交通網の整備促進について

(1) デマンド型乗合タクシーの導入及び各種バスの効率的な運行について

現在、町では公共交通の利便性を高めるためデマンド型乗合タクシーの実証実験を実施しています。当面はデマンド型乗合タクシー実験事業のエリアを拡大しながら継続していく考えです。

一方、国においては「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」が令和2年11月に施行され、地域自らが地域の交通をデザインする「地域公共交通計画」を策定する場合、市町村域をまたぐ幹線や、市町村域内の幹線以外の枝線（フィーダー線）に対し財政的支援を行う制度が設けられました。

本町においては、この国の制度に則り、市町村域をまたぐ町営路線バスの幹線ルートにおける利便性の向上を図りながら、町域内においては全町を網羅したエリア型のデマンド乗合タクシーの導入などを含めた検討を行い「地域公共交通計画」の策定を進めています。また、「地域公共交通計画」における検討内容としては、国の補助制度が活用できる体制への移行も想定し、民間事業者への運行委託や事業移管など運行方式の変更等についても検討を進めています。併せて、本町の「地域公共交通計画」では、路線バス・スクールバスの運行方法や機能、体制など一連の見直しについても検討していきます。

なお、「地域公共交通計画」は令和3年度の策定、新たな公共交通体制は令和4年度からの実施を目指して取り組んでいきます。

(2) 車両の小型化等の経費削減について

バス車両の小型化等の経費削減については、バスの更新時期を迎えることや修繕費用も年々増大していることから、小型バスの導入も計画的に進め経費削減に努めています。具体的には、令和2年度に路線バス26人乗り車両を14人乗りへ更新、スクールバス29人乗り車両を14人乗り車両へ更新するなど小型化を進めています。今後もバスの効率的な運行を行うため、一部運行経路の変更やスクールバスにおいては児童生徒数の推移を見ながら小型化や台数の削減等を考慮し、計画的にバスの更新を行っていきます。

(3) 高齢者の免許自主返納に伴う高齢者の料金無料化について

現在、本町の高齢者運転免許自主返納支援事業については、高齢者による交通事故防止を目的に、高齢者の自主的な免許返納を促進し免許返納後の高齢者の交通の利便性の確保を図るため実施しています。今後は、高齢者の路線バス料金無料化を検討していくとともに、高齢者の移動手段について「地域公共交通計画」の中でも検討していきます。

II 農業担い手育成事業の充実を目指して

1. 新規就農の受入態勢整備

(1) 地域全体での取組みについて

現在、本町における新規就農者の農地確保については、町内各地域において策定している「人・農地プラン」に新規就農者が当該地域の「担い手」と位置づけられことにより、新規就農者の農地確保・集積が進むことになっています。さらに新規就農者が「人・農地プラン」の「担い手」として認められるために農協や町は新規就農者と地域の橋渡し役を担うなど積極的な支援を行っています。また、実際の農地の確保・集積については地域の農家の方々とともに農協、町なども協議に加わりながら農地中間管理機構を積極的に活用するなど農地の集約に努めています。なお、新規就農者が国の支援制度を受けられる認定新規就農者となるためには、人・農地プランの担い手に位置付けられることが条件となっているため、今後とも町内各地域において新規就農者の農地集積が進むよう支援の充実を図っていきます。

なお、現在の当町における農地の集積状況については、町内全農家 628 戸が所有する農地は 542ha の内認定農業者 26 名（うち認定新規就農者 3 名）の経営面積は 140ha であり、町全体の農地に占める割合（農地集積率）は 25.8% となっています。

(2) 農業施設や機械の継承推進について

本町では認定農業者にとって多額の資金が必要な農業施設や機械の取得に対しては平成 23 年度から町単農業機械整備支援事業（補助率納入費の 1/3・上限 1,000 千円）を実施しており、山形県内で随一の助成制度となっています。また、農協では農機具レンタル事業を行っており、本町は当該レンタル料に対して 1/3 を支援しています。

農業機械の継承については、「人・農地プラン」での話し合いや農協の営農センター等でも農機具情報を持ち合わせながら新規就農者等への農業機械継承を促しています。以上のとおり農業施設や機械の取得に関しては各種支援制度が用意されており、町は農協と連携しながら支援制度の情報提供や農業者が必要としている機械設備等のマッチング支援などを進めていきます。

(3) 総合的なサポートについて

本町における新規新規就農者へのサポートは、新規就農者が国の次世代人材投資事業（1 年間 150 万円 5 年間交付・R3 年度以降は 4~5 年目は 120 万円に減額）を活用できるように 5 年間の農業経営計画の立案から支援を行っています。新規就農者の農業経営計画立案に対する具体的支援体制は、県農業技術普及課、広域営農活性化センター、農協、町農業委員会、町等が一体となつた支援チームを構築しており指導を行っています。農業経営計画立案後に実際に新規就農者が営農活動を開始させた後も、支援チームが毎年 2 回にわたり経営状況の把握や園地の現場における巡回指導などを行っています。また、町の担い手育成協議会（会員 11 名、支援団体 3 団体）における農業者同士の交流や情報交換会、他市町村との交流事業を積極的に実施しています。

今後も新規就農者に対しては関係者が一体となり財政的・技術的支援はもとより、農業者同士の交流や情報交換を通じた仲間づくりができる環境づくりに取り組んでいきます。

2. 法人化による就農者の確保

(1) 異業種参入の推進について

本町においてこれまで異業種からの農業参入について町行政側から町内各企業に検討を促してきましたが、参入希望がない状態がありました。一方、加工用の「ワイン用ブドウ」や「もも」等の果実の自社生産に取り組む町内企業に対しては、園地造成等などの取組みに対し、町独自の支援を行ってきました。今後も企業と情報交換を行いながら企業の農業参入を推進していきます。

(2) 地域とのマッチングの推進について

地域営農組織と農業への参入希望事業者とのマッチングについては今後も引き続き推進を図っていきます。

(3) 法人設立・運営への支援について

本町における農業経営の法人化への支援体制は、寒河江西村山管内の関係機関、農業団体が一体となり、農地利用集積、担い手の育成、農業法人化の支援を行う「広域農業活性化センター」と「県農業技術普及課」、「JA 西川営農センター」と町が支援体制を組み、農業法人経営の知見を有する専門家（県農業経営法人化支援事業により派遣）の指導を受けながら、法人の設立や運営などに必要な指導や支援を行っています。本体制による支援を行い法人設立した法人数は直近 3 年間で 3 法人となっています。今後も、現在の支援体制を活用し本町の農業経営強化に努めています。

3. 就農意識啓発の推進

(1) 学校教育における取組みについて

本町の学校教育における農業に対する学びについては、下記のとおりとなっています。

小学校においては学年にあわせて、米づくりや野菜栽培、サクランボ収穫体験などの学習を行っており、その活動の様子は小学校の web サイトで田植え・稻刈り、収穫感謝祭等を紹介しています。

また中学校では 1 年生がサトイモの栽培に取り組んでおり、今年度は町産業振興課からの協力により、町内に畜産施設を有する事業所からの堆肥の提供や町職員による農業講話などの取組みを行い、その活動の様子については中学校の web サイトで紹介しています。

現在、小中学校で行っているこれらの内容を体系的に一覧にまとめ、小中学校指導者が農業の魅力という価値観を共有して授業に取り組むことで子どもの関心を高めていきます。

(2) 生涯学習における取組みについて

農業への学びに関する本町生涯学習分野における対応については、今年度からスタートし通年で数回開催している「チャレンジベース」という子供対象事業の中のメニューに取り入れていくことを検討していきます。また、自然教育学習センターの試行プログラムにおいても焼き畑農業体験などのプログラムもあり、町内農業者等からの協力を得ながらこれらプログラムの充実を検討していきます。

